

平成17年12月20日付け公告(京都市自転車等放置防止条例第5条の規定により撤去した自転車を保管する場所の変更)を次のように改め、平成19年9月1日から実施します。

平成19年8月29日

京都市長 梶本 頼兼

名 称	位 置
宝が池保管所	京都市左京区松ヶ崎南池ノ内町5番地
三条千本保管所	京都市中京区壬生天池町5番地の2
丹波口保管所	京都市下京区中堂寺北町10番地
十条保管所	京都市東山区福稲川原町1番地
吉祥院保管所	京都市南区吉祥院仁木ノ森町10番地
伏見津知橋保管所	京都市伏見区景勝町11番地の1
石田保管所	京都市伏見区石田森東町46番地

(建設局土木管理部放置車両対策課)